

人権教育だより

考え方 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心

市川市立第三中学校
令和3年7月19日発行
(第5号)

夏休みを迎える皆さんへ 「インターネットは危険がいっぱい」

ネットいじめは最大の「人権侵害」

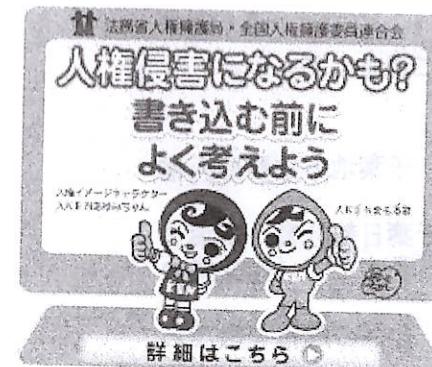
現代社会は「ネット社会」と呼ばれ、パソコンだけではなくスマートフォンやタブレット端末などで、いつでもどこでもインターネットに接続できるようになっています。また、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）や動画投稿サイト、動画共有サイト等のソーシャルメディアの利用者も急増しています。

しかし、このような機器の利便性や、情報が瞬時かつ広範囲に伝わるといったメディアの特性、情報配信の容易さ、匿名性などから、インターネット上のプライバシーの侵害や名誉毀損等の人権侵害が頻繁に発生し、社会的に大きな影響を及ぼしています。

プライバシーの侵害としては、掲示板等への個人情報の無断公開、コンピューターウイルスや不正アクセスなどによる個人情報の取得（個人が特定）、スマートフォンなどを介した不正なアプリケーションによる情報流出といった悪質な事件が多発しています。

また、特定個人を対象とした誹謗・中傷や差別的な表現の書き込み、保護者や教員の知らない非公式サイトでの子ども同士のいじめ等の他、未成年者がインターネットを通じた誘いにより性的被害や暴力行為に遭うなど犯罪行為も発生しています。

さらに、インターネットを利用したセクシュアル・ハラスメント等のハラスメントやパワー・ハラスメント等のハラスメント、外国人や障がい者などに関する差別的な書き込みなども深刻な問題となっています。



全国共通人権相談ダイヤル（みんなの人権110番）

全国共通人権相談ダイヤル… 0570-003-110 (ゼロゼロみんなのひやくとおばん)
子どもの人権110番 … 0120-007-110 (ぜろぜろななのひやくとおばん)
女性の人権ホットライン … 0570-070-810 (ゼロナナゼロのハートライン)

SNSは危険！ 子どもは大丈夫？

最近SNSをきっかけとした誘拐事件などの凶悪事件が多発しています。このような中で、子どもが会員制交流サイト（SNS）を使う危うさについて改めて感じます。保護者の方は、SNSによる被害に遭わないように、しっかり見守っていきましょう。

スマホのセキュリティ対策 …必ず「フィルタリング」を

人権を侵害するような書き込みに対しては、プロバイダ責任制限法に基づき、被害者がプロバイダ等に対してインターネット上の書き込み削除や書き込みをした者の情報開示を求めることができます。

一方で、最近では、他人になりすましたり、プロバイダを特定できない形で書き込んだりするなど、手段が悪質かつ巧妙化しています。

私たちは、どんな場合でも、情報の収集や利用に当たっては、利便性を享受するだけではなく、他者的人権を配慮するとともに、適切な情報セキュリティ対策をとることが大切です。スマートフォン等は、必ずフィルタリングをかけましょう。

「ネット犯罪」について考えよう。

Q. インターネットのトラブルには、どんなものがあるのですか？

- A. 悪口やいやがらせの書き込み、写真の投稿、個人情報が漏れる、迷惑メールやデマ情報、出会い系サイト、うその広告や情報、著作権の侵害など。

Q. どうしたら防げるの？

- A. 自分の本名や性別、住所、電話番号などの個人情報を教えない。メールを書き込むときは、「相手を傷つけないか」相手の立場に立って書く。重要な連絡やお金をするときは、必ず親に相談してからにする。

Q. トラブルが起きたらどうすればいいですか？

- A. インターネットに関する不安やトラブルが発生したときは、すぐに、親や先生に相談するようにしましょう。
※いつ、どんな書き込みがあったのか、しっかりメモして、内容もしっかりと保存しておきましょう。

Q. どのように、ネットを使ったらいいのですか？

- A. 情報モラルを守り、ネットを正しく使うことが大切です。

全国中学生人権作文コンテストに応募しよう

人権尊重の重要性や必要性について考え方を深め、豊かな人権感覚を身につけることは未来を担う私たちにとって大変重要なことであります。あなたの意見を作文にして応募してみませんか。募集要項は裏面をご覧下さい。 人権担当窓口 伊藤

**令和3年度
全国中学生人権作文コンテスト千葉県大会実施要領**

1 名 称
全国中学生人権作文コンテスト千葉県大会

2 主 催
千葉地方法務局・千葉県人権擁護委員連合会

3 後 援（予定）
千葉県・千葉県教育委員会・千葉市教育委員会・株千葉日報社・千葉テレビ放送㈱

4 趣 旨
次代を担う中学生が人権問題について作文を書くことによって、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに豊かな人権感覚を身に付けることを目的として実施するものです。

5 対 象 者
千葉県内の中学校に在学する生徒（外国人学校に在学する者で中学生に準ずる生徒を含む。）及び特別支援学校の中学部に在学する生徒とします。

6 内 容
(1) 題名は自由です（無題は審査の対象外とします。）
(2) 作文の内容は、次に例示するような日常の家庭生活、学校生活、グループ活動あるいは地域社会との関わりなどの中での得た体験等を通じて、基本的人権の重要性、必要性について考えたことなどを題材としたものとします。

- ①女性問題をテーマとしたもの
- ②子どもに関する問題をテーマとしたもの
- ③高齢者問題をテーマとしたもの
- ④障害のある人に関する問題をテーマとしたもの
- ⑤部落差別（同和問題）をテーマとしたもの
- ⑥アイヌの人々に関する問題をテーマとしたもの
- ⑦外国人の人権問題をテーマとしたもの
- ⑧感染症に関する問題をテーマとしたもの
- ⑨ハンセン病患者・元患者・その家族に関する問題をテーマとしたもの
- ⑩犯罪被害者等に関する問題をテーマとしたもの
- ⑪性的指向・性自認（性同一性）に関する問題をテーマとしたもの
- ⑫インターネットによる人権問題をテーマとしたもの
- ⑬差別問題一般をテーマとしたもの
- ⑭戦争や平和をテーマとしたもの
- ⑮環境問題をテーマとしたもの
- ⑯プライバシー問題をテーマとしたもの
- ⑰東日本大震災に起因する人権問題をテーマとしたもの

(3) 応募作品は、学校名、氏名、題名を除いて、400字詰原稿用紙5枚以内とします（外国語で作文を作成した場合又は視覚障害のため、点字若しくは録音テープで作文を作成した場合には、400字詰原稿用紙5枚以内の翻訳文、墨字又は反訳文を添付してください。）。

なお、作品又は翻訳文等が5枚を超えた場合は、審査の対象となりませんのでご注意ください。

7 応 募

- (1) 応募者は、在学する学校に作品を提出してください。
- (2) 締切日は、令和3年9月3日（金）です。

8 審 査

- (1) 送付を受けた作品について、法務局（支局）ごとに、主催者の委嘱する審査委員により第一次審査を行い、次の基準により代表作品を選定します。
- (2) 第一次審査の結果選定された作品について、主催者の委嘱する審査委員により第二次審査（令和3年10月中旬）を行い、入選作品を決定します。

9 発 表

令和3年11月以降、各学校に入選者を通知するほか、新聞紙上に掲載します。

10 入 選（予定）

最優秀賞	若干数（中央大会に推薦）
千葉県教育委員会教育長賞	1編
千葉日報社賞	1編
千葉テレビ放送賞	1編
優秀賞	10編
奨励賞	若干数

入選作品には賞状及び副賞を贈呈します。

11 そ の 他

- (1) 応募作品は、未発表のものに限ります。
なお、応募作品により他のコンテストに応募することはご遠慮ください。
- (2) 応募作品は、返却しません。
- (3) 応募作品の著作権は、主催者に帰属します。
地方自治体等の広報誌や学校の教材等に使用する場合は、千葉地方法務局人権擁護課に連絡願います。
- (4) 上位入選作品（最優秀賞、千葉県教育委員会教育長賞、千葉日報社賞、千葉テレビ放送賞、優秀賞）及び表彰式の模様は、一般に公表する予定です（作文集の発行、報道機関、法務省関連のホームページ等）。
なお、上位入選作品の使用、編集、転載等に当たっては、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがあります。
- (5) 応募者全員に参加賞を差し上げます。
- (6) 令和3年12月4日（土）に表彰式を行います。

※ホームページから原稿用紙が届いています。伊藤・近藤まで取りに来て下さい。

市販の原稿用紙でも大丈夫です。たくさんのお応募をお待ちしています。